

# 平成29年第7回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年7月25日(火) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員15名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

(欠席)

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

(欠番)

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

### (2) 欠席委員

10番 岩坂 一明

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

## 7 報告事項

(1) 報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出について

## 8 議事

開会 10:00 閉会 10:40

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第7回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号17番 田上 正男 委員 及び 議席番号1番 坂下 正幸 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第22号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第22号の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は5件です。  <b>【議案第22号、1番から5番を議案書をもとに朗読】</b>  受付番号1番から5番については、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上21筆8,363㎡で内訳は田が3,883㎡、畑が4,480㎡です。

なお、4 番については、平成 28 年 3 月に審議した案件の一部であり、既に転用事業は終了しておりますが、換地処分のため申請のあったものであり法務局とも相談済であります。

また、5 番については、現在能登町に在住しておりますが、平成 27 年に農業総合支援機構での農業インターンシップで穴水町のワイン農家で 10 月頃から 11 月末まで研修を行い、平成 28 年に能登町の法人に就職後、現在は穴水町の農家で研修中であり農業経験についても問題ないと考えております。

議 長 それでは申請番号 1 番と 2 番について地区担当委員議席番号 1 1 番 山崎 覺治委員よりご意見をお願いいたします。

山崎委員 はい、1 1 番山崎です。20 日頃に 1 番の現地を確認に行ってきましたが雑草がひどくて確認できませんでした。2 番については、1 筆については河川改修後の道下バイパスの際に田から畑に変わったものであり、場所は駐在所の裏です。後の 2 筆は旧道の付近です。宅地と農地の境目がわかりませんでした。譲渡人は昨年相続をした娘さん 2 人で自分たちではどうしようも出来なく処分したいという事で譲受人に相談したところ他の土地も含め引き受けるという事になったそうです。以上です。

議 長 次に申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 1 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。

坂下委員 議席番号 1 番坂下です。先だって水守町の 2 筆については川のそばなんですけどパチンコ屋の駐車場の奥のもみ置場の付近です。畑は現在も作られており付近の農家さんに話を聞いたところ肥えた畑なので所有者がたとえ変わっても誰でも作るの心配ないと言っていました。次に中段町ですが住宅地のほんの裏どおりで家が建っている横ですが傾斜地で 30～40 年生の杉が植わっていた横を通り現地を見てきましたが、行くのがやっとの所でした。現地を見ましたが畑にも山にもならない雑種地だと思いました。近くに知り合いがいたので聞いたところ昔から荒れていたのだから人が変わっても特に変わらないとの事でした。以上です。

議 長 次に申請番号 4 番については事務局からの説明のとおりです。

	次に申請番号5番について地区担当委員議席番号14番 大宮 正委員よりご意見をお願いいたします。
大宮委員	はい、大宮です。現地確認をする前に先ほど事務局からも説明のありましたように譲受人が南志見地区に住まいをしたいという事が前提でありました。そこで地区の区長さんの許可なしに許可もあったものではないですから里町に住まいをする事について区長さんに話を聞いてきました。区長さんの方でいろいろ調べた結果問題ないという事で行いましたので人間的には大丈夫だという事でした。田んぼについては現在地元の方が作っております。耕作者の名義が代わるだけでして地域の関係には問題ないという事です。今後地域に入りこんできてやりたいという事例があることと思います。そこでは農業委員会だけで許可を下ろすという事ではないので、まず人間の調査をして地域に適切かどうか、町内会費や共同作業など含めて協力していけるかどうかを確認した上で農業委員会の許可を行いたいとの考えがありましたので区長さんと現地と問題がないなという結論に達しましたので私の意見としてご報告させていただきます。
議 長	それではこれより質疑を許します。
議 長	他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第22号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第22号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第17号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書8ページをお開きください。報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は3件です。

**【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】**

以上合計 29 筆 7,993.87 m<sup>2</sup>で内訳は田が 3,450.57 m<sup>2</sup>、畑が 4,543.30 m<sup>2</sup>です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質問なし)

議 長 それでは【報告第17号】を終わります。  
以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。  
「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」について森谷委員より報告願います。

森谷委員 (森谷委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)

議 長 それでは第7回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

平成29年7月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員 17番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員 1番

\_\_\_\_\_